

役員・評議員等の報酬規程

社会福祉法人和光会は、定款第8条並びに21条による役員・評議員等の報酬（以下「報酬」という。）について、次のとおり規程を定める。

（基本原則）

- 第1条 役員・評議員等は、定款に定める役員並びに評議員等の業務を誠実に遂行しなければならない。
- 2 報酬は本部会計予算の中から、役員会、評議員会、評議員選任・解任委員会、第三者委員会等に出席した役員・委員に支払うものとする。
 - 3 社会福祉法人和光会が設置・経営する当該施設の長並びに職員が役員等の場合は、報酬を支給しないものとする。

（報酬の額）

第2条 役員・評議員等が受ける報酬の額は日額とし、次のとおりとする。
但し、同日に開催された会議等の場合は、別々に支払わないものとする。

(1) 役員会	日額5,000円
(2) 評議員会	日額5,000円
(3) 評議員選任・解任委員会	日額5,000円
(4) 第三者委員会	日額5,000円

- 2 役員を支給総額は毎年度300千円以内とする。

（支払方法等）

第3条 会議等の開催時に、通貨で本人に直接支払うものとする。

この規程は、平成29年 6月29日より施行する。